

様式 1

令和 6 年 5 月 日

秋田 地域振興局農林部長

申請者：秋田 太郎
住所：〒010-8570
職業：自営業（農業）

旅館業法の特例を用いて簡易宿所営業（農林漁業体験民宿業）の許可申請をする際の
事前確認申請書の提出について（申請）

農林漁業体験民宿業を開設するにあたり、秋田市保健所長へ旅館業法第3条第1項に規定される営業（簡易宿所）の許可の申請を提出するため、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に該当する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の種類と内容について、別紙により事前確認願います。

なお、事前確認にあたっては、確認に必要な追加書類等の提供等に応じるとともに、関係機関等に事前確認申請書の記載内容等の確認に必要な事項について照会することに同意します。

別紙

1. 提供する役務の種類

提供する役務の種類は別表のとおりです。

2. 余暇活動についての資料

提供する余暇活動の名称	(1) 田んぼでの農作業体験 (2) 山林での山菜採り体験
実施する場所 (住所地名)	(1) 秋田市〇〇△丁目△ー△ (2) 秋田市〇〇△丁目△ー△
具体的な内容	(1) 田植えや稲刈りの農作業体験を行う（田植え後～稲刈りまで） 対象とする年齢は小学校高学年から。受入可能人数は1回あたり5名まで。体験の受入の予約については、7日前まで電話にて受付を行う。 (2) 山菜採り体験を実施する時は、山王太郎さんから山林を貸してもらい。対象とする年齢は中学生から。受入可能人数は1回あたり2名まで。体験の受入の予約については、10日前まで電話にて受付を行う。
農山漁村滞在型余暇活動に関する添付資料 (該当する番号に○)	1. 農山漁村滞在型余暇活動を実施する場所の写真 2. 体験活動を他人が所有する土地で実施する場合は所有者の同意書 3. 調理体験を提供する場合は、加工又は調理体験ができる設備を有することを示す資料 4. 農山漁村滞在型余暇活動を実施した実績

別表

(該当するものに○)

(1) 農村滞在型余暇活動に必要な役務	○	農作業の体験の指導
		農産物の加工又は調理の体験の指導
		地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
		農用地その他の農業資源の案内
		農作業体験施設等を利用させる役務
		前各号に掲げる役務の提供のあっせん
(2) 山村滞在型余暇活動に必要な役務	○	森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
		林産物の加工又は調理の体験の指導
		地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
		森林の案内
		山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
		前各号に掲げる役務の提供のあっせん
(3) 漁村滞在型余暇活動に必要な役務		漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
		水産物の加工又は調理の体験の指導
		地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
		漁場の案内
		漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
		前各号に掲げる役務の提供のあっせん